

新型コロナウイルスワクチン情報

1、2回目のワクチン接種は
11月末で一旦終了しました。

12歳の誕生日を迎え、新たに対象となる人や、やむを得ない事情で接種が来ていない人については、3回目(追加接種)の接種日に、1、2回目の接種時間を設けることを予定しています。

▼12月、1月の接種日(予定)

日時 12月22日(水)、1月13日(木)
午後6時から

場所 ウェルス幸手

※1月以降の接種については、広報さつて1月号で改めてお知らせします。

3回目(追加接種)について

2回目の接種から概ね8か月経過した人が対象となります。

3回目の接種でも接種券が必要となります。接種券は、対象となる人に、月ごとに送付する予定です。1、2回目の接種券とは様式が異なりますのでご注意ください。

12月、1月の接種については、原則、医療関係者ご自身の所属病院で接種する場合に限ります。優先接種などはありません。自院での接種以外は、1月以降に地域の接種会場での接種となります。

※3回目接種については、接種券に同封する案内のほか、今後も広報さつてや市ホームページなどでお知らせします。

※11月12日時点の情報です。

▼予約について

コールセンター ☎(42)4020
※かけ間違いにご注意ください。

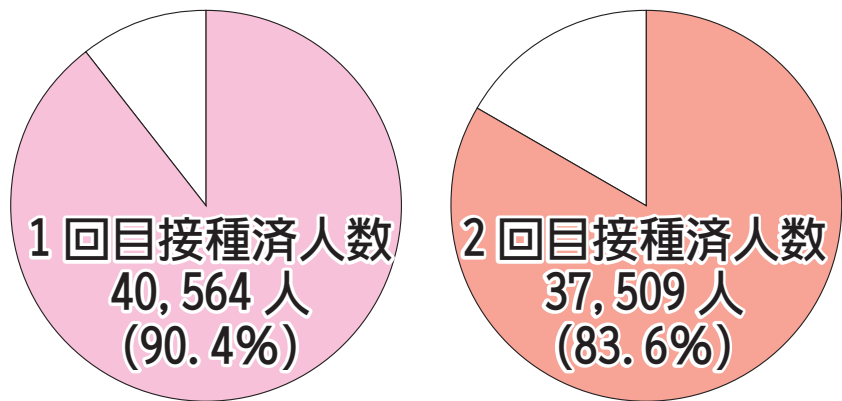
▲市ホームページから、新型コロナウイルスワクチン接種のWEB予約ができます。

※3回目の接種に伴い、コールセンターや予約サイトが変更となる場合があります。予約の際は、接種券に同封する案内を必ずご確認ください。

ワクチン接種済人数

(10月31日時点)

※対象者(12歳以上) 4万4863人



※ワクチンの接種は本人の意思に基づいて行われますので、多くの人が接種していることを理由に接種の強要などは行わないでください。

接種の証明書について

▼国内での証明

接種された際に接種券に接種済証を作成し、お渡ししています。国内では接種済証が接種を証明する正式なものとなります。

※接種記録書をお持ちの人は接種記録書が接種の証明となります。

▼国外での証明

海外へ渡航される人については、パスポートと同じ内容で接種証明書を発行しています。

申請先 新型コロナウイルスワクチン対策室(ウェルス幸手)

持ち物 パスポート、接種済証または接種記録書

※接種済証がない場合は、マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知書。

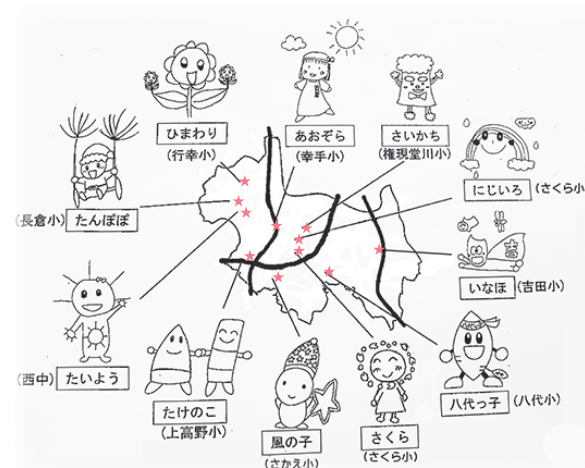
※接種済証や接種記録書に「臨時」と書かれているのは、新型コロナウイルスワクチン接種が臨時で行われた予防接種であることとを意味し、証明書が一時的なものという意味ではございませんので、大切に保管してください。

問合せ 新型コロナウイルスワクチン対策室 ☎(42)8422

令和4年度 放課後児童クラブ入室説明会

問合せ こども支援課
☎(42)8454・FAX(42)2130

働く保護者に良質な保育環境を提供するため、市内全小学校に放課後児童クラブ(学童保育室)を設置しています。令和4年度に放課後児童クラブへの入室を希望する児童の保護者を対象に、下記のとおり各放課後児童クラブで入室説明会を行います。詳細は、各放課後児童クラブへお問い合わせください。



説明会日時	クラブ名 / 説明会会場	問合せ
1月22日(土) 午後4時から	風の子 / さかえ小学校内	☎(42)7895
	たんぽぽ / 長倉小学校内	☎(43)5686
	あおぞら / 幸手小学校内	☎(44)2332
	たけのこ / 上高野小学校内	☎(43)5502
	ひまわり / 行幸小学校内	☎(43)0705
	たいよう / 西中学校内	☎(40)1018
	さいかち / 権現堂川小学校内	☎(53)6671
	いなほ / 吉田小学校内	☎(48)2373
	八代っ子 / 八代小学校内	☎(48)3132
	さくら / さくら小学校内	☎(31)9593
	にじいろ / 児童館内	
	ひまわり (行幸小)	
	あおぞら (幸手小)	
	さいかち (権現堂川小)	
	にじいろ (せくら小)	

人権 それは 愛

インターネットにおける人権侵害

SNSは正しく使うことが大切です

インターネットの普及により、私たちの生活はより便利になり、離れた場所でもコミュニケーションの輪を広げることが可能になりましたが、一方でインターネットを悪用した行為やトラブルが増えています。

特に、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を通じた差別的な書き込み、特定の個人に対する誹謗中傷やインターネット上でのいじめなど深刻な人権侵害が少なくありません。また、新型コロナウイルス感染症などの社会不安による悪意あるデマも散見されます。昨今、これらの行為は、社会的に許されないものと認知され、民事事件や刑事事件にも発展しています。

そして、インターネットで発信した内容は、瞬く間に世界中に広がり、消したくても消せない「デジタルタトゥー」として残り続ける危険性があります。

※一度ウェブ上に記録されたデータは容易に消去することができない入れ墨(タトゥー)になぞらえた語。

国では、世界人権宣言が国際連合総会で採択された昭和23年(1948年)12月10日を記念して、毎年12月4日から10日までを人権週間と定めています。

また、埼玉県では、12月4日から10日まで「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」として定めています。